

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	可能世界意味論と言語行為理論から捉えた根源的モダリティmustの研究
Author(s)	合田, 優子
Citation	広島大学大学院人間社会科学研究科紀要. 総合科学研究, 1 : 7 - 9
Issue Date	2020-12-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050548">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050548</a>
Right	掲載された論文, 研究ノート, 要旨などの出版権・著作権は広島大学大学院人間社会科学研究科に帰属する。©2020 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University. All rights reserved.
Relation	



# 可能世界意味論と言語行為理論から捉えた 根源的モダリティmustの研究

合田 優子

広島大学大学院総合科学研究科

## A Study of Root Modality must: Using Possible Worlds Semantics and Speech Act Theory

GODA Yuko

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### 論文の要旨

英語の助動詞mustにはいくつか意味があり、多義的である。様々な先行研究において、モダリティの考察が行われている。しかしながら、根源的モダリティ (root modality) のmustが、どのような状況の時に義務的な意味や勧誘的な意味が生じるかについて、意味の特徴付けは行われていない。そのため本論文では、勧誘的な用法をも含んだmustの特徴付けを目標とし、意味論と語用論の観点から明らかにしようと試みている。本論文で扱う勧誘とは、「ある行動をするように誘うこと。」である (cf. 日本国語辞典 (2001, 3: 1404))。本論文では、話し手が聞き手に対してある行為を勧める用法のことを、勧誘的用法として使用しているが、そこには強い義務の強さを伴うものも対象としている。本論文で取り扱うmustの例文は、必ずしも聞き手の利益になるかどうかは決まっておらず、むしろ、話し手の意図も含まれているものである。

研究方法について述べる。本論文では、先行

研究の問題点を指摘し、例文をKratzer (1977, 1981a, 1991, 2012) の可能世界意味論 (possible world semantics) の枠組みとSearle (1969, 1979) の言語行為理論 (speech acts) で分析した。比較対象は、命令文と準助動詞のhave to等である。例文として対象とする発話や例文は、参考文献等に記載されている例文やインフォーマントチェックにおいて入手した例文などである。本論文の前半にHan (1999) の問題点を挙げ、mustと命令文を比較し、両者の意味形式を提案した。一方で、後半では可能世界意味論と言語行為理論 (speech acts) の融合を行い、例文に関する発語内行為が成立する4つの条件 (conditions of success) を組み込み、例文の考察と分析を行った。最終的には、意味形式によってmustの特徴を提案した。

研究背景について述べる。モダリティ研究は2つの立場に分かれている。単義性分析と多義性分析である。筆者が扱うKratzer (1977, 1981a, 1991, 2012) は、一般的に単義性分析と言われている (cf. Papafragou (2000: 29, 1998: 8), Groefsema

(1995: 5), 澤田 (2003: 117), 黒滝 (2005: 76)) が、Kratzerはモダリティが根源的な読みと認識的な読みに分かれる立場をとっている。本論文では、どちらの立場がモダリティ考察に適しているかについては議論していない。なぜなら、本論文はKratzerの枠組みの修正提案を目標としているからである。

本論文では可能世界意味論のKratzer (1977, 1981a, 1991, 2012) の枠組みを補うことを目的とした。なぜなら、可能世界意味論は、可能性 (possibility) と必然性 (necessity) の二者択一の軸を持ち、3つの道具立てを利用しているので、モダリティ考察に適していると考えたからである。特に、様相基盤 (modal base) がコンテキストを扱うものなので、語用論と相性が良い。Kratzerは様相基盤 (modal base) という語用論と相性の良い道具立てを提示し、可能世界意味論を構築しており、彼女の枠組みはモダリティの考察に適している。しかしながら、Kratzerの様相基盤の種類は複数あり、分析の立場から使いにくいことが問題点として挙げられる。どの様相基盤を利用すれば良いか、判断に迷う。さらに、Papafragou (2000) はKratzerの枠組みについて、個人間の描写を考察することができないと批判している。つまり、話し手の意図や聞き手の推論を細かく確認することができない。そして、Papafragouは別の理論を用いることを提案している。一方で、本論文ではKratzerの枠組みを大きく変えることは提案していない。本論文ではKratzerの理論の道具立ての修正を提案している。特に様相基盤を修正すると、より本枠組みが使いやすくなると筆者は考えているからである。

考察について述べる。mustと命令文は、話し手から聞き手への義務的な内容を伝える表現であり、似通っている。そのため本論文の4章では両者を比較した。Han (1999) はKratzerの枠組みを正しく利用していないので、2つの問題点を取り上げた。まず、会話背景について、Han (1999) では、mustは話し手が知っている可能世界の集合を指定し、命令文は完全に現実主義的

会話背景に基づいた可能世界の集合を指定すると述べている。次の3つの例文を確認されたい。

- (1) Go to the bathroom. 合田 (2015: 47)  
 (2) Have some of this cake. 合田 (2015: 48)  
 (3) You must finish the paper by tomorrow.  
 Han (1999: 9)

(1)と(2)の例文では、話し手が行為の遂行の義務を生み出しているため、命令文は様相基盤の観点では、願望的な会話背景 (Bouletic conversational backgrounds) が関係していて、(3)から、mustには義務的会話背景 (Deontic conversational backgrounds) が関係していると、4章で主張した。

次に真理値の考え方である。must文は、全ての可能世界において命題が真となる。命令文は、世界の集合において、充足しているか、していないかというPortner (2005) の考え方を採用した。真理値について、話し手が命令文を発するという事は、現実世界では、義務内容が実行されていないからである。真理値は「偽」で、空集合となる。一方で、話し手の発した命題内容を充足する世界か、そうでないかと検討すると、真理値を持つことができると考える。

5章では、mustに対してKratzerの可能世界意味論からの考察は不十分であると述べた。前述したが、Kratzerの枠組みは、様相基盤の種類が複数あるため、分析と考察においてどれを使用したらよいか判断に迷うと考えるからである。Leech (2004: 83) によれば、mustは主観的であり、それは話し手が重要や必要不可欠だと思ったことを言及し、have toは客観的で、話し手の外にある源から発生する義務の傾向があるという。Larkin (1976: 397) はhave toには勧誘的な使われ方は存在しないと述べている。また、本章では義務の源についての確認もしている。

- (4) a. You must do a paper.  
 b. You should do a paper.  
 合田 (2018b: 76)

例えば、(4a)と(4b)の例文は、義務の強弱について検討すると、意味論からのアプローチが必要である。一方で、例えば本論文5章(31)で取り扱ったが、日常生活において「すみません。」と発言する場面があるが、これは謝罪の他に、感謝を表す場合にも使われる。mustは基本的に主観的で、mustに勧誘的な意味があるにも関わらず、先行研究ではこの用法の定義づけはされていない。ゆえに、本章では意味論と語用論の両者の立場からのアプローチの必要性を述べている。

6章ではmustを中心に可能世界意味論とSearle (1969, 1979)の言語行為理論によって考察した。

(5) You must have some of this cake.

Lakoff (1972b: 910)

(6) You have to have some of Aunt Marie's pie.

Larkin (1976: 397)

mustの表現は、「断定型」という発語内行為の種類に該当する。義務的用法と勧誘的用法は、発語内行為が成立する4つの条件において内容は同じで、義務の源は主観的なものに該当する。発語内行為が成立する4つの条件を可能世界意味論の意味形式に組み込むことによって、Kratzerの可能世界意味論の不足点を補った。話し手と聞き手の発話によって、どのような推論のステップが行われているかに注目するために、間接的言語行為 (indirect speech acts) の考え方を利用した。それによって、(5)が勧誘的に働く推論を確認した。さらに、(5)と(6)の違いは誠実性条件と本質条件である。誠実性条件については、mustの場合では話し手が命題行為の遂行が真であると信じているとし、一方で、have toは話し手が命題行為の遂行が真であると確信している、と結論づけた。本質条件は、mustは命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なすが、have toは命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。義務の源は主観的と客観

的なものの混合型になると考えた。最終的に、(7)で可能世界の集合を指定し、(8)の意味形式を提案した。

(7)  $\| \text{MUST} (p) \|_w = \{w_i: \text{world } w_i \text{ such that the speaker } S \text{ thinks that the proposition } p \text{ designated by the conditions of success is true at } w_i (w < w_i): \text{Hearer } H \text{ does some act such that } p \text{ is true at } w_i.\}$

( $\| \text{MUST} (p) \|_w$ は、 $w < w_i$ において、発語内行為が成立する条件によって指定された $p$ が真になることを $S$ が信じる $w_1$ の集合を表す。ここで、 $H$ は $w_1$ において $p$ が真になるような行為を行う。)

(8)  $\| \text{MUST} (p) \|_w$  is true iff  $\forall w' [w' \in W: w' \leq_s (\cap f_{\text{cond.}}(w))] \| p \|_{w'}$

( $\| \text{MUST} (p) \|_w$ が真である必要十分条件は次の場合である。すなわち、全ての可能世界 $w'$ において、発語内行為が成立する条件によって指定された義務命題が真になり、発話世界から接近可能で、順序源で順序付けられている。その接近可能な集合は命題 $p$ が真になる集合である。)

本論文を通して、言語行為理論を可能世界意味論の意味形式に組み込むことによってKratzerの枠組みを補い、より語用論と両立して使いやすくなることを主張した。